

ひとり暮らし老人等給食サービス事業委託仕様書

1. 目的 町内のひとり暮らし老人等に対し給食サービスを提供することにより、食生活の維持・向上を支援するとともに、安否確認、孤独感の軽減を図ることを目的とする。
2. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
4. 実施内容 調理・配達等、当事業に関する内容は次のとおりとし、受託者に全面的に委託する。
 - (1) 配達数・配達時間・配達方法等について
 - ①対象者1人につき1食を昼食時に配達すること。
 - ②配達時間は、概ね午前9時30分から午後12時30分までとすること。
 - ③配達の手渡しを原則とし、利用者から受領書を受け取ること。
 - (2) 献立について
 - ①1食あたりの金額（利用者負担額）に見合った食事の提供に努めること。
 - ②次の栄養量を満たす弁当を1つ以上メニューに載せること
 - ・エネルギー量は、概ね600キロカロリーとすること。
 - ・タンパク質量は概ね20g以上とすること。
 - ・食塩量は3g未満とすること。
 - ③副食は5品以上を目安とし、生活習慣病の予防を加味しつつ、内容に変化をもたせること。
 - ④咀嚼力等が低下した者が、誤嚥等を引き起こさないよう考慮すること。
 - ⑤かゆ、きざみ食に対応できるようにすること。
 - ⑥利用者の負担額を明記したメニュー表を作成し、契約前に提供すること。
 - ⑦毎月の献立表を作成し、利用者へ提供すること。
 - ⑧求められた際は町へ献立表を提供すること。
 - (3) 安全・衛生について
 - ①受託者は、原材料の取り扱い、調理、運搬配達にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。
 - ②受託者は、業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関係法規を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

(4) 配達を行わない日について

次に掲げる日は、実施しないこととする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- ①土曜日及び日曜日
- ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日。
- ③12月29日から翌年1月3日まで。
- ④災害等のため食事の配達が不能と認められる日。

(5) 利用者負担の集金業務について

利用者負担金額をメニュー毎に定め、利用者から徴収を行うこと。

ただし、町から指示のある者については、この限りではない。

また、集金方法は利用者の生活実態に対応するため、その都度の集金や月ごとの集金等利用者に便宜を図ること。

さらに、集金の際は必ず領収書を発行すること。

なお、町は実施報告書（業者名、利用者名、利用者ごと食数、当該月合計食数、当該月委託料、実施年月を記載したもの）と請求書をもとに受託者に支払いを行うものとする。

5. 配達の発注及び取り消しについて

利用者と受託者が直接行うものとする。

6. トラブル等の対応について

配達時に利用者の体調が悪く、緊急を要すると思われた場合は、出来る限りの対応を行い、直ちに町に報告すること。

7. その他

(1) 実施報告書と受領書を翌月10日までに提出すること。

(2) この仕様書に記載されていない業務であっても、必要と思われる業務については、その都度協議し、円滑な実施を心がけること。